



捨印

過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税種別割用）

年 月 日

愛媛県 地方局長様

譲渡人（納税義務者）

住 所

（所在地）

氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

（法人の場合は代表者印）

連絡先電話番号

（ ）

私が有する下記過誤納金の還付請求権は、年 月 日に次の者へ譲渡したので通知します。

記

税 目	自動車税種別割		過誤納金発生事由	抹消・減免・重複納税
年 度	年度		（いずれかを○で囲む）	その他（ ）
登録番号	愛媛		過誤納金発生 原因日	年 月 日
※ 過誤納金額 （記入しないで下さい。）	円		備 考	
譲受人住所（〒 - ）				
譲受人氏名				
連絡先電話番号（ ）				
口座振替 （口座振替を希望する場合 のみ記入）	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合		支 店 支 所 出 張 所	1 普通 2 当座 3 納税準備
	口座番号		口座名義人（ <i>かたが</i> ） （譲受人と同一）	

（注意事項）

- 過誤納金が発生する原因が生じた日（廃車日、重複納税した日など）の属する月の翌月10日までに提出してください。ただし、月初め（6日頃まで）に重複納税した場合は当月10日までに提出してください。それ以降の提出分は譲渡人に還付されることがあります。
- 債権の譲渡人や譲受人に県税の滞納がある場合、当該未納の徴収金に充当されます。
- この通知書は、定置場所管の地方局税務（管理）課へ提出してください。
- ※欄の過誤納金額については地方局税務（管理）課で記入します。
- 本人が窓口提出する場合以外は、譲渡人欄に実印を押印し、その印鑑証明書（コピー不可）を添付して下さい。なお、印鑑証明書は譲渡した日から遡って6ヶ月以内に発行されたものとして下さい。
- 現住所と課税住所が異なる場合は、移転を証明する住民票（個人番号の記載のないもの）又は戸籍の附票（いずれもコピー可）を、愛媛ナンバーが不明の場合は、車検証の写しを添付してください。